



相談電話 097-536-4343

「社会福祉法人」

# 大分いのちの電話通信

第104号 2020年8月1日

■ 発行人 理事長 金子進之助 ■ 編集人 編集委員会  
■ 大分いのちの電話 事務局 ☎ 097-537-2488  
<http://oitaind.sakura.ne.jp>



(撮影 富田 吉俊 氏)

## 愛されて育つ

愛隣幼稚園

園長 日下部 克彦

新型コロナウイルス感染症で学校が休校の間も、幼稚園では社会機能を維持するために、働く人々の受け皿として開園するようにとの行政の指導により、全体の一割弱を除き、ほとんどの子どもは登園を自粛し、家庭で過ごすしました。

その間、一通の匿名メールの対応に追われました。「外出自粛が叫ばれている中、園児が自宅周辺で友だちと遊んでいるのを止めさせてほしい、さもないと動画を撮影してインターネット上に配信する」という内容でした。しかし、その文面からは場所が特定できず、返信メールも拒否される一方的なものでしたので、様子を見ていると、二度、三度とメールが届き、恐怖を抱かせるほど、双方の命に関わる深刻な内容に発展していきました。日頃からの付き合いや繋がりのおかげが影響したのでしょうか。「自粛警察」という言葉も生まれましたが、この感染症の本当の恐ろしさは、人と人との関係が崩されていくところにあることを実感しました。目に見えないウイルスによるストレスが人の心を蝕み、嫌悪、差別、偏見を生じさせ、社会を分断し、格差社会を浮き彫りにしていくことが予想される、極めて困難な時代に突入したと言えます。そして、その痛みは常に弱く小さき者に負わされていくのです。

それ故に、次世代を担う子どもたちの心をどう育んでいくのか、私達に課せられた責任の重さを痛感しています。今、しきりに密を避けるよう叫ばれています。人は幼児期に密なぬくもりの中で十分に愛されてこそ、自分を大切に、また「隣人を自分のように愛する」ことの出来る人に育っていくのです。

(社会福祉法人 大分いのちの電話 寄付会員)

本通信誌は、



共同募金配分金により発行しました。

## 児童虐待の現状と児童相談所の役割

大分県こども・女性相談支援センター こども相談支援第一課  
課長 小野 幹夫氏  
(現・大分県障害福祉課 参事)



### はじめに

まず、最近の児童相談所といえば、児童虐待対応の最前線であることは、皆さんご存じのとおりだと思います。

最近の記憶に新しいところでも、世間の耳目を集めるような本当に痛ましい事件も多く発生、報道されておりますが、その後も、児童虐待事例は発生していますので、社会的な関心も高まっており、私ども児童相談所も日々緊張感をもってお仕事をさせていただいています。

### 近年の児童虐待による重大事例

○平成30年3月2日 東京都目黒区

5歳女兒が養父からの暴力により死亡  
過酷な「しつけ」や痛ましいメモ(もうおねがいゆるしてゆるしてください…)が大きく報道された結愛ちゃん事件

○平成31年1月24日 千葉県野田市

10歳女兒が実父からの暴力により死亡  
教育委員会が「いじめアンケート」を渡していたことや、児童相談所をはじめとする関係機関が関わっていながら防げなかった心愛ちゃん事件

○令和元年6月5日 北海道札幌市

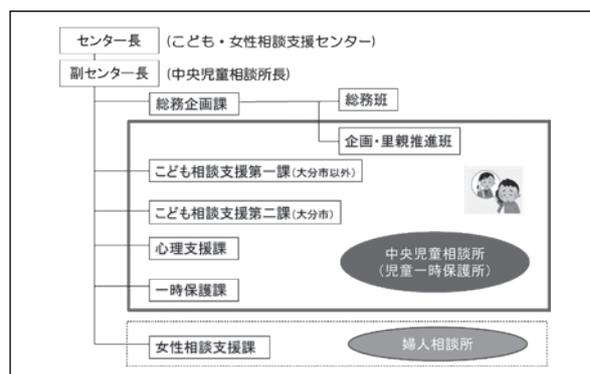
2歳女兒が母の交際相手からの暴力により死亡

関係機関が、介入可能な情報を得ていながら適切に対応できていなかった詩梨ちゃん事件

### 1. 児童相談所

- 子ども(18歳未満)の福祉に関するさまざまな問題について相談を受付けるほか、調査、診断、判定のうえ、子どもや家庭にとって最も効果的な支援(援助)を行う行政機関(必置機関)
  - 子どもの福祉と権利の擁護(最善の利益の追求)が目的
  - 大分県内に2カ所  
中津児童相談所(管轄地域:中津市・日田市・豊後高田市・宇佐市)  
中央児童相談所(管轄地域:中津児相管内を除く14市町村)
- ※一時保護所を附設  
※年間相談対応数:5,521件(H30年度)
- 児童虐待対応においては中心的役割を担う
- ※24時間365日、電話相談を受付けている。  
虐待等緊急度の高い事案は、夜間・休日も対応

### 中央児童相談所の組織



## 児童相談所の機能

### 【市町村支援機能】

市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う

### 【相談機能】

子どもに関する家庭、その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対して、総合的に調査・判定し、援助を行う

#### ①養護相談

保護者がいない、棄児、離婚・保護者の病気等、虐待など、保護者の養育困難及び養護に欠ける児童に関する相談

#### ②障がい相談

肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がい等に関する相談

#### ③非行相談

家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、触法行為により警察署から通告のあった児童に関する相談

#### ④育成相談

性格行動、しつけ、不登校等に関する相談

#### ⑤その他

里親希望に関する相談等、上記いずれにも含まれない相談等々

### 【一時保護機能】

子どもの一時保護を行う

### 【措置機能】

子ども又はその保護者の指導、児童福祉施設（児童養護施設・里親・ファミリーホーム・知的障がい児施設等）や指定医療機関への入所を行う

## 2. 児童虐待

虐待は ①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待 の4種類です。

### 児童虐待の防止等に関する法律

#### （目的）

第1条…児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将

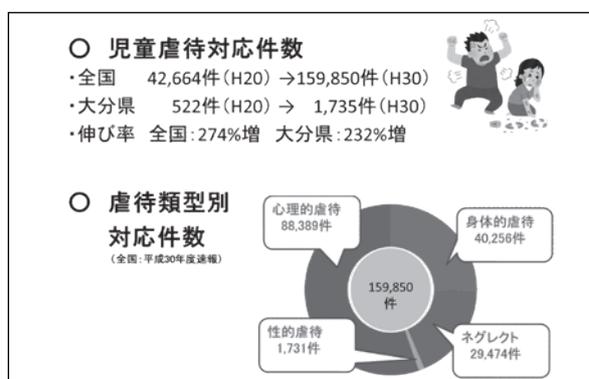
来の世代の育成にも懸念を及ぼす…

（児童虐待の定義）

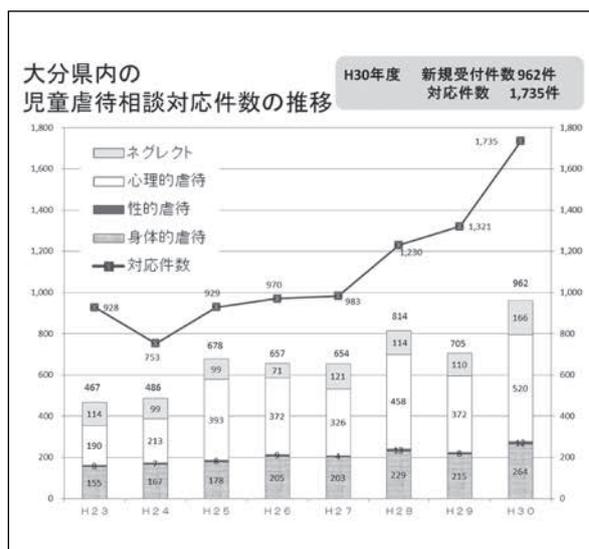
第2条…「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童に…

1. 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行…
2. わいせつな行為をすること又は…させること
3. 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置…
4. 著しい暴言又拒絶的な対応…児童が同居する配偶者に対する暴力その他の…心理的外傷を与える言動…（児童に対する虐待の禁止）

第3条…何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。



最近では、夫婦やパートナーとの争いを子どもが目撃することで、子どもの心にダメージを与えてしまう、「心理的虐待」の件数が多くなっています



児童虐待の相談件数も、右肩上がり、過去最高の1,735件の虐待相談に対応しているところです。

## 虐待が子どもに与える心理・行動的影響

「暴力によって子どもがケガを負うこと」も当然ですが、子どもの内面にも、このような影響があり得ると言われています。

「子ども虐待対応の手引き(厚生労働省)」より

- 対人関係の障害：子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者からの虐待行為により、子どもは愛着対象(保護者)との基本的な信頼関係を構築できなくなり、他人を信頼することが困難となり対人関係の問題を生じることがある。
- 低い自己評価：子どもは自分が悪いから虐待されると思い「自分は愛情を受けるに値しない」と感じ、自己評価を低下させ、自己肯定感を持てなくなる。
- 行動のコントロール：保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決させることを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとることがある。
- 多動：虐待的な環境で養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動を取ることがある。
- 心的外傷後ストレス障害：適切な治療を受けないと、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある。
- 偽成熟性：大人の顔色を窺いながら生活するので、大人の要求を先取りした行動を取ることがある。また精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たすため大人じみた行動をとる。
- 精神的症状：反復性のトラウマにより、記憶障害、離人症状、まれに解離性同一障害などが見られることもある。

等々、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには、長期間の治療やケアが必要となる。それが子どもたちの「生きにくさ」につながることもある。

## 児童虐待に係る通告

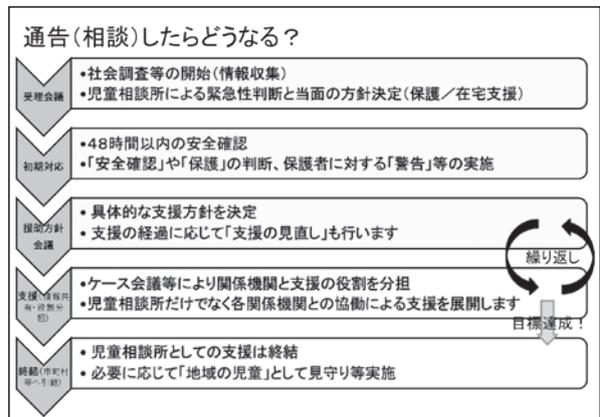
児童虐待を「受けたと思われる」子どもを通告することで、ここにも示されているように、ま

ず一義的には通告先は「市町村」であります。というのは、重篤化する前、早い内の対応は、地域の子育てサービスや社会資源の活用が有効であるからです。通告を受理した市町村が対応できない場合には、市町村と児童相談所が協力しながら対応したり、児童相談所が直接対応したりしています。

## (児童虐待防止法第6条)

第1項…児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

このように、児童虐待の防止に関する法律、いわゆる児童虐待防止法の中に定められており、「虐待を受けたと思われる」児童を発見したものは「速やかに」市町村、県福祉事務所、児童相談所に通告しなければならないとされています。



## 3. 一時保護

虐待通告を受け、社会調査や子どもとの面接を行った結果、「一時保護」が必要になる場合があります。

例えば

- 子ども自身が保護・救済を求めている
- 保護者が、子どもの保護を求めている
- 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚又は既に発生している

- 「何をしでかすか分からない」「殺してしまそう」など
  - 既に虐待行為により重大な結果（生命の危機）が生じている
- 等々、虐待行為により、子どもの生命や身体が差し迫った危機に直面している場合には、緊急に保護を行います。

#### 一時保護とは

- 一時的にせよ、親子を分離すること（行政処分）
- ⇒子どもにとって、「父母の下で養育される権利」（子どもの権利に関する条約）が制限されること
- 併せて（外出等）自由な行動も制限されること
- ⇒親にとって、民法上の「子どもを養育する権利（監護教育の権利）」を制限されること
- ⇒その判断は慎重に行う必要がある一方、児童虐待事例では、子どもの安全を確保することを最優先に対応しなければならないため、迅速かつ適切な判断が要求されます。

※親は、不服審査請求や損害賠償の訴えを起こすこともあります。現在では、虐待による死亡事例を受けて「積極的に保護するべし」という意見がある一方、「軽々に保護して良いのか」という意見もある事も承知しながら、誤りのない判断に努めているところではあります。

この一時保護件数は「虐待事例」でなく、「親の養育困難」や「非行系の子ども」も全て含まれていますが、保護所を退所してから地域に帰る子どもも大勢います。それらの子どもたちが安全・安心な生活を継続するためには、やはり児童相談所だけでなく、地域の支援や見守りが必要になります。

また、児童相談所の「一時保護」は、「保護すれば終わり」ではなく、そこから児童や家庭への支援が始まる「スタート」でもあります。

#### 4. 虐待予防

これまでにお話したように、発生した児童虐待事例に対しては、児童相談所は、いろいろな取締を行っていますが、残念なことに児童虐待に関して、児童相談所は「事案が発生してからへの対応」が主で、「児童虐待の再発や世代間連鎖を防ぐこと」に注力しているのが現状です。

#### 児童虐待は未然に防止することが理想

児童虐待を発生させる「リスク要因」は様々、そのリスク要因を多く抱えると虐待に至る訳ではなく、リスク要因が少なければ虐待をしない訳でもありません。

#### ①保護者側のリスク要因

これらの「リスク要因」があれば全て虐待に至る訳ではなく、あくまでも「リスク」です。

- 妊娠を受容することが困難（望まない妊娠、若年の妊娠）
- 子どもへの愛着形成不十分（子どもの長期入院等）
- マタニティーブルーや産後うつ等精神的に不安定な状況
- 子どもの発達を無視した過度な要求
- 保護者自身の衝動性や精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等
- 適切なサポートのない被虐待経験
- 育児に対する不安やストレスの蓄積（精神的に未熟等）
- 特異な育児観や強迫観念に基づく育児等
- 「経済的困窮」や「社会的孤立」

特に社会的孤立については、育児不安につながることも多く、地域の皆さんの「適切な声かけ」が有効であると考えています。ここで、あえて「適切な声かけ」と申しましたが、あまり難しく考える必要はありません。子どもさんを「かわいい」というだけでもよいと思います。ただし、あまりやり過ぎると「怪しい人」と思われるので、ほどほどにする必要がありますが、最初はそんな声かけでもよいと思います。

それから徐々に、「元気にしてる？」や「大きくなったね」と、声かけすることで、親御さんは「周りから気にかけてもらっている」又は「周りに認められている」という感覚、それが有効であると思いますので、地域の皆さんのご協力をお願いしたいと考えます。

また、地域の方が「心配な家庭だからなんとかしよう」と意気込んで踏み込んでしまうと、彼らがかえって孤立してしまうこともあるので、ほどほどにさせていただくと、本当に虐待が心配された場合は、市町村に通告することもよいのではないのでしょうか。

## ②子ども側のリスク要因

- 乳児、未熟児、障がい児など、養育者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども等

## ③養育環境のリスク要因

- 未婚を含むひとり親家庭
- 人間関係が不安定な家庭（内縁者や同居人、離婚再婚を繰り返す等）
- 親族などからのサポートの得られない家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 生計者の失業や転職が繰り返される家庭
- 夫婦不和、配偶者から暴力（DV）等のある家庭等

出典：子ども虐待対応の手引き（厚生労働省）

## 5. 里親制度

里親について、言葉のイメージから「預けたら里親の子どもになってしまい、もう帰らない」という印象がありますので、少し説明します。

### ○代替養育をとりまく現状

児童は、生まれた家庭で健全に育てられるのが一番ですが、さまざまな事情により、家庭以外で養育される子どももいます。児童相談所では、家族の再統合にも力を入れておりますが、全ての子どもが再統合に至っていない。

### ○代替養育とは

生まれた家庭で適切な養育を受けることができない子どもに対して、公的な責任において養育を行うこと。

- 全国 18歳未満人口の 0.2% (1/500人)  
大分県 18歳未満人口の 0.25% (1/400人)
- 根拠法 児童福祉法 (S22年)  
→児童の健全育成と公的責任
- 背景 戦災遺児対策が発端
- 動向 最近では、実親がいるにも拘わらず家庭で暮らせない子どもが多くを占めます。（親の病気・経済苦・離婚）。不適切な養育を受けた児童（被虐待児）も増えています。

### 里親制度の概要（1）

#### ○里親とは

特に、虐待を受けた子どもたちにとって、親や大人が信頼できない「家」は心が休まらず、常に緊張感を強いられる場所であることが多く、また、季節の行事や家族団らんなどを経験していない子どももいます。

- 生まれた家庭で適切な養育を受けることができない子どもに対して公的な責任において保護・養育を行う代替養育制度のひとつ
- 要保護児童を里親という別の家庭で、家庭的な温かい愛情と和やかな雰囲気の中で養育する制度
- 一定期間、児童相談所（県知事）の委託を受けて養育し、子どもの成長をめざす
- わが子とするのではなく可能な場合には実親（家庭）に子どもが戻ることがある
- 公的な、子どもの権利擁護のための制度

### 里親制度の概要（2）

- 里親は、主に次の3種類

大分県の里親登録数 180組（平成31年4月1日現在）

- ①養育里親（養子縁組を前提としない里親）  
親権は移らず、監護権のみが与えられる。
- ②養子縁組希望里親（将来的に養子縁組を行うことを希望する里親）  
特別養子縁組が成立すると、法的に親子関係が成立する。

③親族里親（扶養義務のある親族が両親等の養育が期待できない児童を養育）

●委託児童の数：4名以内（実子【18歳未満】等を含めて6名まで）

●委託する子どもの年齢：0歳～18歳まで

●委託する期間：数日間、数週間、数ヶ月という短期間の場合もある

また、数年～10数年と長期に及ぶこともある

○ファミリーホーム：養育者の住まいにおいて、5～6人の子どもを養育する制度。

### 子どもを支える「里親制度」

このような「里親制度」は、やむなく家庭で生活することができない子どもたちが、将来、大人になった時に、自分の子どもに「家庭」というものをどのように伝えるのか、どのような家庭をめざすのかということを考えて、この里親による養育というものも大切であると思われまます。

### [大分県の方針]

子どもの最善の利益を確保する視点から

①乳幼児期（人格形成の基盤）の愛着形成が図られる

②子どもと特定の養育者の間に1対1の関係ができる

③一般的な家庭モデルを知ることができる

④子どもが自分の暮らしてきた地域での生活の連続性を保つことができる

### 里親家庭は地域の子育てセーフティネット

この「里親制度」は、研修の受講や認定条件等々もありますが、「地域の皆さんにも可能なこと」の一つとしてご承知くださればと思います。

### 終わりに

児童虐待の対応において、児童相談所が持てる機能を活用して子どもの安全・安心を守り、児童の最善の利益を追求することが必要ですが、それ以前に、児童虐待を発生させない「虐待の発生予防」が重要であると考えます。

虐待の発生予防には、保護者や家庭を孤立させないための「地域の声かけや支え合い」が有効です。皆さんのお力添えをお願いいたします。

大分県では、やむを得ず家庭から離れて暮らす子どもを、より家庭的な環境で養育できるよう、里親制度を推進しておりますので、関心のある方はお問い合わせください。

問い合わせ先  
大分県中央児童相談所  
097-544-2016

「自殺予防 いのちの電話」は、  
悩み苦しんでいる人の“こころ”が和らぎ、  
希望と勇気をもって  
再び生きていかれることを願い  
開設されました。

<http://www.inochinodenwa.org>  
日本のいのちの電話連盟  
●主催：一般社団法人 日本のいのちの電話連盟 ●後援：厚生労働省  
（2016年8月10日から番号が変更になりました。）

ひとりじゃないよ  
話をきかせて



自殺予防 いのちの電話  
なやみこころ  
0120-783-556  
◎毎月10日(第2土)24時間・無料です(8:00-)  
※受付時間





「大分いのちの電話」開局 34 周年記念

## チャリティーバザーご協力をお願い

(本年は実施致しません)

暑中お見舞い申し上げます。毎年バザーへの御協力いただき、有難うございます。本年度のバザーは、新型コロナウイルス対策のために、実施いたしません。ただ、経費切迫の折、品物に代えて、ご寄付の形でお寄せいただければ幸いです。何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 大分いのちの電話日誌

4月 1日 大分いのちの電話通信 第103号 発行	26日 日本いのちの電話連盟総会
10日 フリーダイヤル自殺予防いのちの電話 ホームワイド幸せの黄色いレシートキャンペーン ギフトカード頂く	( 書面決議 )
5月10日 フリーダイヤル自殺予防いのちの電話	7月 4日 第1回全体研修会 「新型コロナウイルスに関する基礎知識と 不安への対応」
6月 3日 大分県社会福祉協議会より善意銀行 配分金20万円頂く	大分丘の上病院 院長 帆秋 善生 氏
4日 第1回理事会	7日 第37期電話相談員養成講座 及び 第15回カウンセリング公開講座 開講式
10日 フリーダイヤル自殺予防いのちの電話	10日 フリーダイヤル自殺予防いのちの電話
18日 第1回評議員会	8月 1日 大分いのちの電話通信 第104号 発行

### 編集後記

中国で発生したウイルスは、瞬く間に世界を席卷し、多くの人を混乱と憂鬱に巻き込みました。名を「COVID-19.」と言い、新型コロナウイルスと呼ばれます。このような状況下、人との距離を取らざるを得ず、いのちの電話にも、このウイルスに関連した悩みを相談される人もかなりの数に昇っています。そのような状況でも、相談員の方々には地道に丁寧に対応をさせていただいており、本当に頭の下がる思いがします。困難に屈しない強固な意志を持たなければ出来ることではない、と思います。どうかこれからも、その気持ちを持ち続けて、離れてしまいそうになる悩める人たちとの距離を少しでも縮めて貰いたいものです。他方、いのちの電話の活動を支えていただいている方々、団体におかれても、どうかこの活動の現状を鑑み、更なるご厚情、ご支援やご理解を賜りますようお願い次第です。

通学路に子どもたちの姿が戻って来きました。校庭には明るい歓声が響きます。街では、個性豊かなカラフルなマスクをつけた人々が目につくようになりました。嬉しいですね。“ピンチをチャンスに変えて”との若いアスリートたちの発信には説得力がありました。私たちの日常生活を一変させた新型コロナウイルスも、今は少しだけ姿を潜めているのでしょうか…? 必ずやってくると言われる第2波・第3波に備えるために「今、私は何をしなければいけないのか、私に何が出来るのか」をじっくりと考える時間と捉えて、この時期を過ごしたいと思います。

〈編集委員〉